

中東呼吸器症候群(MERS)国内発生を想定した医療機関における基本的な対応について

＜MERS疑似症患者の定義＞

(神戸市版 フロー図 参照)

以下のア、イ又はウのいずれかに該当し、かつ、他の感染症又は他の病因によることが明らかでない患者には、MERS疑似症患者と取扱い下記の流れで対応を行う。

ア 38℃以上の発熱及び咳を伴う急性呼吸器症状を呈し、臨床的又は放射線学的に肺炎、ARDSなどの実質性肺病変が疑われる者であって、発症前14日以内に対象地域(※)に渡航又は居住していたもの

イ 発熱を伴う急性呼吸器症状(軽症の場合を含む。)を呈する者であって、発症前14日以内に対象地域(※)において、医療機関を受診若しくは訪問したものの、MERSであることが確定した者との接触歴があるもの又はヒトコブラクダとの濃厚接触歴があるもの

※対象地域:アラビア半島又はその周辺諸国(サウジアラビア・アラブ首長国連邦・イエメン・オマーン・カタール・ヨルダン・クウエート)

ウ 発熱又は急性呼吸器症状(軽症の場合を含む。)を呈する者であって、発症前14日以内に、**対象地域か否かを問わず**、MERSと診断された者及びMERSと疑われる患者を診察、看護若しくは介護していたもので日常的に患者と接触(2mを目安とする距離)する機会があった者、MERSが疑われる患者と同居(当該患者が入院する病室又は病棟に滞在した場合を含む。)していたもの又はMERSが疑われる患者の気道分泌液若しくは体液等の

汚染物質に直接接触したもの

なお、医療従事者であっても標準的な感染防護具(サージカルマスク、手袋、眼の防護具、ガウン)を適切に着用していたものは、これに含まれない。(エアゾル発生の可能性が考えられる場合は、N95マスク着用)

※上記に該当する者から電話の問合せがあった場合は、神戸市保健所へ連絡するよう要請する。

